◎新潟県告示第865号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき、次の土地改良事業計画を適当と決定したので、平成25年７月10日から平成25年８月７日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年７月９日

新潟県長岡地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
長岡市 小国町土地改良区	七日町	区画整理（農業基盤整備促進）事業	新規	土地改良事業計画書の写し 定款の写し	長岡市役所	第48条

１　この決定について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に申し出ることができる。

２　この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内（決定について異議の申出を行った場合は、当該異議の申出に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内）に、新潟県を被告（訴訟においては知事が被告の代表者となる。）として新潟地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができる。